

公募型指名競争入札方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和 8 年 7 月 21 日

宇和島市長 岡 原 文 彰

記

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 宇和島市浄化センター運転保守管理業務
- (2) 業 務 場 所 宇和島市弁天町 他
- (3) 業 務 概 要 宇和島市浄化センター及びマンホールポンプ場（6 箇所）の保守点検、運転操作監視・水質試験等の業務
- (4) 履 行 期 限 令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで（60 か月間の長期継続契約）
- (5) そ の 他 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約を締結した翌年度以降、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

2. 参加条件

(1) 資格要件

宇和島市における役務・物品の調達等に係る競争入札参加資格の認定を受けている者で、役務（業務委託）のうち「排水処理施設運転管理」又は「その他の業務（役務）」に登録がある者。

※ 競争入札参加資格の認定を受けていない場合には、「令和 7・8 年度 競争入札（見積）参加資格審査申請書」を「公募型指名競争入札参加申込書」に添えて申し込むことができる。ただし書類に不備があった場合、書類の追加・訂正等 が申込書受付期間内に完了しなければ資格要件を満たしたことになるため注意すること。

(2) 実績要件

標準活性汚泥法（現有処理能力 10,000 m³/日以上）の下水道終末処理場の運転維持管理を、現に行っていること。ただし、下請けは受注実績としない

(3) 登録要件

下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けた者。

(4) その他

入札説明書 1 (1) を満たしている者。

3. 申込書受付期間

- (1) 受付期間：公示日の翌日から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

(土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし最終日は正午まで。)

(2) 提出場所：〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地

宇和島市 総務部契約検査室 契約係 Tel(0895)24-1111 (内線 2434)

(3) 提出方法：持参または郵送とする。

【入札説明書】

1 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

令和 7・8 年度競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、市長による当該業務に係る競争参加資格の確認を受けた者

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ④ 入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

(2) 入札参加者を選定するための基準

「宇和島市発注の工事請負契約に係る指名基準」を準用する。なお、同基準中「技術的適性」については、業務実績等を勘案するものとする。

上記の基準及び公示における「参加条件」を満たしたうえでも、参加希望者数によっては、評価基準を設けて審査し優先上位から選定する場合がある。

2 資料の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い、資料を提出しなければならない。

なお、受付期間内に資料が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争入札に参加することはできない。

(2) 資料は、次の①から④までに従い作成すること（参加希望者の押印は不要）。

- ① 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- ② 同種業務の運転管理実績証明書（様式 2）
- ③ 下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録通知書の写し
- ④ 添付書類

(3) その他

- ① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は、返却しない。
- ③ 契約担当者は、提出された資料を入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 受付期間以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

3 指名業者の選定

市長は、1 (2) に基づき、資料の提出があった者の中から、宇和島市競争参加資格審査会の審査を経て、指名業者の選定を行うものとする。

4 手続の中止等

3による選定業者が1者の場合は、この手続を中止する。

5 指名通知

- (1) 市長は、指名業者を選定後すみやかに、入札通知書により通知を行うとともに、指名しなかった者については、非指名通知書によりその理由を付して通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内に、書面により、非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 市長は、非指名理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内に、書面により回答する。

6 仕様書等の閲覧及び質疑

仕様書等の閲覧は、公示日から入札執行日の前日までとする。また、質疑の提出期限については、令和8年7月27日（月）正午までとし、質疑書に対する回答は令和8年7月28日（火）までにホームページに掲載する。

7 入札の日時、場所及び入札方法等

入札通知書に記載【入札予定日：令和8年8月18日（火）】

8 その他

入札後に1(1)各号のいずれかを満たさないことが判明した場合は、その者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）第7条の規定に基づき、無効として取り扱うものとする。

9 担当部署

(1) 契約担当部署

宇和島市 総務部契約検査室 契約係

(2) 発注担当部署

宇和島市 上下水道局下水道課 下水道係